第2章　赤ちゃんが生まれたら

（担当：役場　町民課　戸籍住民係　℡73－1028）

出生届

生まれた日から14日以内に、お住いの地域か出産した病院がある地域の役場、役所に届け出てください。

＜手続きに必要なもの＞
・出生証明書（出産した医療機関が作成したもの）
・届出人（父か母）の印鑑（押印は任意）
・母子健康手帳

（担当：役場　町民課　子ども係　℡73－1036）

児童手当

高校生年代（18歳到達後最初の3月31日）までの子どもを養育している方に支給されます。生まれた日から16日以内に届け出てください。

＜手続きに必要なもの＞
●請求者（養育者）名義の預金通帳またはその写し（請求者は所得が高い方です）
●請求者及び請求者の配偶者のマイナンバーが確認できるもの
●請求者及び請求者の配偶者の※健康保険証
●請求者の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

＜支給額（月額）＞
● 3歳未満第1子・第2子　・・・　15，000円
● 3歳未満第3子以降　・・・　30，000円
● 3歳以上高校生年代まで第1子・第2子　・・・10，000円
● 3歳以上高校生年代まで第3子以降　・・・　30，000円

（担当：役場　農林水産課　酪農振興係　℡73－1352）

「牛乳補助券」の交付

子育て世帯の健康増進及び地場産牛乳の消費拡大のため、豊富町産の牛乳やヨーグルトの割引券を交付します。

●対象：0歳から高校3年生までの子どもがいる豊富町在住の世帯

●交付枚数：子ども1人につき50枚

●交付窓口：役場　町民課　子ども係

出産育児一時金等

国保に加入している方が出産した場合、申請により出産育児一時金が支給されますので、出生届等の手続きの際に、担当窓口へお越しください。
妊娠85日以後（12週目以後）の死産・流産の場合も支給対象となります。

※国保以外の方
ご加入している健康保険の制度で給付されますので、勤務先へご確認ください。

＜手続きに必要なもの＞
- 産科医療保障制度の同意書
- 出産に係る費用の領収書
- 世帯主の口座の通帳
- 世帯主の印鑑

乳幼児等医療費の助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日（高校3年生）までの子どもの医療費の全部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図ります。

＜手続きに必要なもの＞
- 印鑑
- 子どもの※健康保険証
  （出生等により手続き中でお持ちではない場合は、親の※健康保険証）
- マイナンバーを確認できる書類
- 転入された方及び、単身赴任中の方は、所得と課税状況を証明する書類

未熟児養育医療費の助成

体の発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする赤ちゃんに対して、その治療に必要な医療費の自己負担分を助成します。
（所得によって自己負担額が変わります。）

＜手続きに必要なもの＞
- 養育医療意見書（担当医師に記入してもらう）
- 印鑑、※健康保険証
- 所得と課税状況を証明する書類

＜助成の対象となる医療費＞
- 入院中の診察、医学的処置、薬剤、治療材料の支給など
- 入院中の食事代（ミルク代）
- 移送費

（担当：保健センター　TEL82－3761）

新生児等聴覚検査費の助成

生まれたばかりの赤ちゃんを対象に、退院するまでの間に病院で実施されます。その検査費用が助成されますので、保健センターへご相談ください。

新生児・乳児訪問

保健師が自宅を訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康状態、育児の相談・支援をおこないます。

赤ちゃんの健診

① 1か月健診
生後28日以内の赤ちゃんを対象に、出産した病院で健診をおこないます。

② 4か月健診
3～4か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談、医師の診察をおこないます。

③ 6か月健診
6～7か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談、医師の診察をおこないます。

④ 乳児精密健康診査
健康診査の結果に基づいて、医療機関等で詳しい検査をおこないます。

⑤ 9か月健康相談
9か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談をおこないます。

⑥ 12か月健康相談
12か月の赤ちゃんを対象に健康・栄養相談をおこないます。

⑦ のびのび教室
産後のお母さんと赤ちゃんを対象に、健康相談、健康教室をおこないます。

（担当：役場　町民課　子ども係　TEL73－1036）

ファミリー・サポート・センター

「子育ての応援を受けたい」「子育ての応援を行いたい」という方が、おねがい、まかせて、両方のいずれかの会員に登録して、互いに助け合いながら地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

＜会員の種類＞
●おねがい会員…子育ての応援を受けたい方
（0歳～小学校6年生までの児童を養育している方）
●まかせて会員…子育ての応援を行いたい方
（町内在住の18歳以上の方で心身ともに健康な方　※学生除く）
●両方会員…おねがい会員とまかせて会員を兼ねる方

＜利用料について＞
●平日…30分あたり　**500円**
●土日祝…30分あたり　**550円**
※交通費…5㎞ごとに100円
※複数の子ども（兄弟）を預ける場合…2人目からは半額
※その他…食事等実費にかかる料金

＜利用料助成について＞
①児童扶養手当受給世帯、低所得世帯（生活保護世帯、住民税非課税世帯）、特別児童扶養手当受給世帯、多胎児のいる世帯
⇒4/5助成（平日：30分400円助成、土日祝：30分440円助成）

②上記以外の世帯
⇒3/5助成（平日：30分300円助成、土日祝：30分330円助成）

＜会員登録について＞
・会員登録はセンターで随時募集をしています。
・本人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。
・会員登録は無料です。（まかせて会員は随時講習会を受講していただきます）

＜こんな時に利用できます＞
・保育園・学童保育・塾等の施設などへの送迎
・保育終了後や放課後の子どものあずかり
・買い物等外出時のあずかり
・保護者の仕事やリフレッシュによるあずかり　など

活動場所は原則、まかせて会員の自宅です。

（担当：役場　町民課　子ども係　TEL73－1036）

乳児紙おむつ等購入助成

子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的として、乳児（0歳～1歳未満）が使用する紙おむつ等を購入した保護者（養育者）へ費用の一部を助成します。

●対象：豊富町に住所を有し、事業開始日以降に出生した乳児の保護者

●期間：乳児が出生（転入）した日の属する月の翌月から、1歳の誕生月までの間
（令和7年4月生まれの場合→令和7年5月～令和8年4月まで）

●費用：月額5，000円まで

●品目：紙おむつ・紙パンツ・布おむつ・おむつカバー・おしりふき・粉ミルク類、哺乳瓶、替えニップル、紙おむつ指定ごみ袋

<手続きに必要なもの>
・申請者名義の通帳（初回申請時のみコピーをとらせていただきます）
・申請者の印鑑
・購入した日、品物、金額がわかるレシートや領収書などの書類
・申請書（子ども係窓口にてお渡しします）
※申請書は豊富町ホームページからもダウンロードできます。